

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号口に次のように加える。

- (37) 一般県道児玉新町線のうち上里町道三千三百十八号線及び上里町道四千二百三十三号線との交点から上里町道二千四百八十号線及び上里町道四千七十六号線との交点までの区間並びに当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに上里町道二千四百八十号線との交点から上里町道三千八十一号線との交点までの区間及び当該区間の路端から西側五十メートル以内の区域、上里町道二千四百八十号線のうち上里町道藤木戸・勝場線との交点から一般県道児玉新町線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域並びに上里町道藤木戸・勝場線のうち上里町道二千四百八十号線との交点から上里町道二千四百二二号線との交点までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域